

## 自治会回覧の運用変更について

市民生活部

### 1 概要

各自治会の市政協力員等を通して実施している自治会回覧について、現状、月2回行っているが、市政協力員及び自治会における負担軽減の方策を検討する中において、自治会回覧の回数を削減し、月1回の実施とするもの。

併せて、回数削減により1回あたりの文書量が膨大になることを避けるため、自治会回覧において周知可能な文書形式等を見直すもの。

### 2 変更の内容

#### (1) 回数の見直し

ア 現行

月2回（第1及び第3木曜日、一部例外あり。）

イ 変更案

月1回（第3木曜日を基本とする。）

#### (2) 文書形式等の見直し

ア 自治会内における世帯ごとへの文書の戸別配付を廃止する。（実施しないことにより市民生活に影響が生じる場合はこの限りでない。）

イ 情報の周知にあたっては、自治会回覧による方法の必要性を十分に精査し、他の方法（市ホームページ、各種SNS等）を活用することを視野に入れる。

#### (3) その他変更事項

世帯ごとへの文書の戸別配付を原則廃止することに伴い、後日において当該文書の確認が可能になるよう、一定の期間において市ホームページに当該文書を掲載する。

### 3 今後のスケジュール

令和7年12月以降 市政協力員への周知

令和8年4月 運用変更の実施